

佐賀市上下水道局公告第20号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

令和7年4月23日

佐賀市上下水道事業管理者 姉川 久

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 久保田浄化センター他実施設計業務委託
- (2) 委託場所 佐賀市富士町及び久保田町地内
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年1月30日まで

2 委託業務の概要

久保田浄化センターの耐水化及び改築工事並びにマンホールポンプ場の改築工事を行うための詳細設計

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市における令和7・8年度入札参加資格審査の結果、土木関係建設コンサルタント業務における「下水道」に資格があると認定されていること。なお、本委託業務では、地域要件についての定めを設けない。
 - イ 次に掲げる要件のいずれかを満たす者を管理技術者として配置できること。
 - ・技術士法（昭和58年法律第25号）における技術部門の中で、上下水道部門（選択科目「下水道部門」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者を配置できること。
 - ・技術士法における技術部門の中で、総合技術監理部門（選択科目「上下水道一下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者を配置できること。
 - ウ 次に掲げる要件のいずれかを満たす者を照査技術者として配置できること。
 - ・技術士法における技術部門の中で、上下水道部門（選択科目「下水道部門」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者を配置できること。
 - ・技術士法における技術部門の中で、総合技術監理部門（選択科目「上下水道一下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者

を配置できること。

エ イ及びウに規定する技術者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、恒常的な雇用関係にある者とは、開札日時点で3か月以上の雇用関係にある者を指す。

オ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置

(イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

カ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154

号) 第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(2) 入札参加資格を有する者が、(1)アに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)イ及びウに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請

電子入札システムにより行うこと。

(1) 入札参加申請を行える期間

令和7年4月24日(木)午前9時から令和7年5月2日(金)午後4時まで(佐賀市の休日に関する条例(平成17年佐賀市条例第2号)第1条に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 入札参加申請の必要書類

ア 入札参加資格確認書

イ 配置予定技術者調書

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和7年5月8日(木)までに電子入札システムにより通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

6 設計図書等の交付場所

入札情報公開システム上

7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和7年5月2日(金)午後4時

(2) 質問先 佐賀市上下水道局下水道施設課

ファクシミリ番号 0952-28-4562

(3) 回答方法 令和7年5月8日(木)午前9時から佐賀市上下水道局下水道施設課(佐賀市下水浄化センター内)において公表する。

なお、電子メールでの回答を希望する場合は、18(4)イの下水道施設課に連絡すること。

8 入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

9 入札を行える期間

令和7年5月9日（金）午前9時から令和7年5月13日（火）午後4時までとする。

10 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る積算内訳書を電子入札システムにより提出しなければならない。

11 開札を行う日時

(1) 日時 令和7年5月15日（木）午前9時00分

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局（財務課契約検査係）

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

14 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（令和元年7月3日施行）を適用し、最低制限価格を設定する。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

15 同日落札制限

同日に開札を行う同一の業務委託の種類を要件とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者は、後に開札する案件の落札者に決定しない。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札について不正行為を行った者

- (3) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入してある積算内訳書を送付した者
- (4) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (5) 入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (6) 1人で2以上の入札をした者
- (7) 同日に開札を行う同一の業務委託の種類を要件とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者。

1.7 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和3年9月28日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1.8 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀市上下水道局電子入札執行要領（平成24年8月1日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（令和5年4月1日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（令和5年4月1日施行）の規定による。
- (2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開係」とあるのは「上下水道局財務課」と読み替えるものとする。
- (3) 本業務委託に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (4) 問合せ先
 - ア 公告の内容に関すること。
佐賀市若宮三丁目6番60号
佐賀市上下水道局財務課契約検査係
電話 0952-33-1331
 - イ 委託業務の概要に関すること。

佐賀市西与賀町大字高太郎2667番地

佐賀市上下水道局下水道施設課

(佐賀市下水浄化センター内)

電話 0952-22-0181